

2020年3月16日

日 本 銀 行

指数連動型上場投資信託受益権等買入等の実施に関する
財務大臣および金融庁長官への認可申請について

日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、指数連動型上場投資信託受益権等買入等の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙1および別紙2のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

令和2年3月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

令和2年3月16日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に伴い、平成22年10月28日付財理第4641号・金総第3907号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書きの規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) }
∫ } 略（不変）
(3) }

(4) (1) 本文および(2) 本文の規定にかかわらず、当面、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れは、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当するペースまで増加するよう行い得るものとする。

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

令和2年3月 日

金融庁長官 遠藤 俊英 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

令和2年3月16日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に伴い、平成22年10月28日付財理第4641号・金総第3907号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) }
∫ } 略(不変)
(3) }

(4) (1) 本文および(2) 本文の規定にかかわらず、当面、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れは、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当するペースまで増加するよう行い得るものとする。